明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地方自治法の一部を改正する法律（一九）　五
○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（二〇）　八
○私立学校法の一部を改正する法律（二一）　一〇
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（二二）　一七
〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁一二、一三）　三〇
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産五七六）　三六
〔官庁報告〕
国家試験
二千二十三年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）公告（人事院）　四〇
二千二十三年度税務職員採用試験公告（同）　四二
令和五年度放射線取扱主任者試験の施行について（原子力規制委員会）　四三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四四
特殊法人等
防衛省共済組合定款の一部変更、企業年金基金変更、第四十九回下水道技術検定実施、第三十七回下水道管理技術認定試験実施、日本弁護士連合会裁決、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　五三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五四
会社その他
会社決算公告　五六

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法の一部を改正する法律（法律第一九号）（総務省）

1　地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に関する事項

(一)　地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

(1)　普通地方公共団体の議会は、議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織されることを明確化した。（第八九条第一項関係）

(2)　普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びに検査及び調査その他の権限を行使することを明確化した。（第八九条第二項関係）

(3)　(2)の議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないことを明確化した。（第八九条第三項関係）

(二)　地方議会に係る手続のオンライン化

(1)　普通地方公共団体の議会又は議長（(2)において「議会等」という。）に対して行われる通知のうち第六章（第一〇〇条第一五項を除く。）の規定において文書その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（(2)において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する同章の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとした。（第一三八条の二第一項関係）

(2)　議会等が行う通知のうち第六章（第一二三条第四項を除く。）の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する同章の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとした。ただし、当該通知のうち第九九条の規定によるもの以外のものにあっては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限るものとした。（第一三八条の二第二項関係）

2　会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項

地方公務員法第二二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとした。（第二〇三条の二第四項関係）

3　公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項

(一)　指定公金事務取扱者制度の創設

(1)　普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定するものに、公金事務を委託することができるものとした。（第二四三条の二第一項関係）

(2)　会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならないものとし、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができるものとしたほか、監査委員は、会計管理者に対し報告を求めることができるものとした。（第二四三条の二第八項～第一〇項関係）

(3)　指定公金事務取扱者は、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならないものとし、普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができるほか、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものとした。（第二四三条の二の二関係）

(4)　普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、(1)による指定を取り消すことができるものとした。（第二四三条の二の三関係）

イ　(1)の政令で定める者に該当しなくなったとき。